

長泉町耐震改修促進計画

(第4期・令和8年度～令和12年度)

令和8年4月

長 泉 町

ちょうふのまち いちばんいい
Sagami

目 次

はじめに	．．． P1
1 計画策定の背景	．．． P1
2 想定される地震規模と被害	．．． P1
第1章 計画の概要	．．． P3
1 計画の目的	．．． P3
2 計画の位置づけ	．．． P3
3 計画の期間	．．． P3
4 基本方針	．．． P3
第2章 住宅及び建築物の耐震化の現状と目標	．．． P4
1 耐震化を図る対象建築物	．．． P4
2 住宅の耐震化の現状と目標	．．． P4
3 特定建築物の耐震化の現状と目標	．．． P6
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	．．． P8
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	．．． P8
2 耐震化の促進を図るための支援策	．．． P8
3 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	．．． P11
4 地震時の総合的な安全対策	．．． P11
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	．．． P13
1 ハザードマップの作成・公表	．．． P13
2 相談体制の整備・情報の充実	．．． P13
3 パンフレット等の作成とその活用	．．． P13
4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	．．． P14
5 自治会等との連携	．．． P14
6 建築関係団体との連携	．．． P14
第5章 建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方	．．． P15
第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	．．． P16

はじめに

1 計画策定の背景

近年、全国で大規模な地震が発生し、多くの被害が発生しています。

阪神淡路大震災（平成7年1月17日発生）では、住宅・建築物の倒壊等により多くの人命が失われ、その教訓から建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という）が制定されました。

特に東日本大震災（平成23年3月11日発生）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震や津波により、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害がもたらされています。

また、能登半島地震（令和6年1月1日発生）は、その影響や被害の状況は記憶に新しいところです。

県東部に位置する長泉町において、東海地震・南海トラフ巨大地震等はいずれ発生してもおかしくない状況です。

そのような状況の中、これまで地震対策の一環として、平成13年度から静岡県プロジェクト「TOUKAI-0」事業について県と連携し推し進め、耐震化率の向上等に努めてきました。

県が推進してきた木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」は、令和7年度をもって終了し、令和8年度から新たな事業体系を構築することから、町では耐震化の現状や課題等を踏まえ、5ヶ年を計画期間とする長泉町耐震改修促進計画（第4期計画）を策定し、町民の生命、財産を守る安心・安全な地域づくりの実現に努めるものとします。

なお、本計画は、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の17の目標のうち、特に目標11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」と関連が深いことから、この目標の視点も踏まえた上で、取組を推進します。



2 想定される地震規模と被害

県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓とし、平成25年に策定した「静岡県第4次地震被害想定」にて想定される地震・津波による被害想定を公表しています。

町では、「長泉町地域防災計画」を「静岡県第4次地震被害想定」の結果を基に作成していることから本計画においても県と同様の状況における被害を想定します。

表 1 想定される地震の規模及び被害

区 分	南海トラフ巨大地震	相模トラフ沿いの地震
震 源	駿河湾から日向灘にかけての南海トラフに沿った領域の全部	相模トラフ沿い
規 模	マグニチュード9.0程度	マグニチュード8.2程度
発生頻度	千年から数千年に1回	千年から数千年に1回
被害想定	全壊・焼失棟数：約300,000棟 死者数：約105,000人	全壊・焼失棟数：約27,000棟 死者数：約6,000人

(静岡県第4次被害想定より)



【H28.4.14 発生 熊本地震】
木造住宅の倒壊



【H30.6.18 発生 大阪府北部地震】
ブロック塀の倒壊



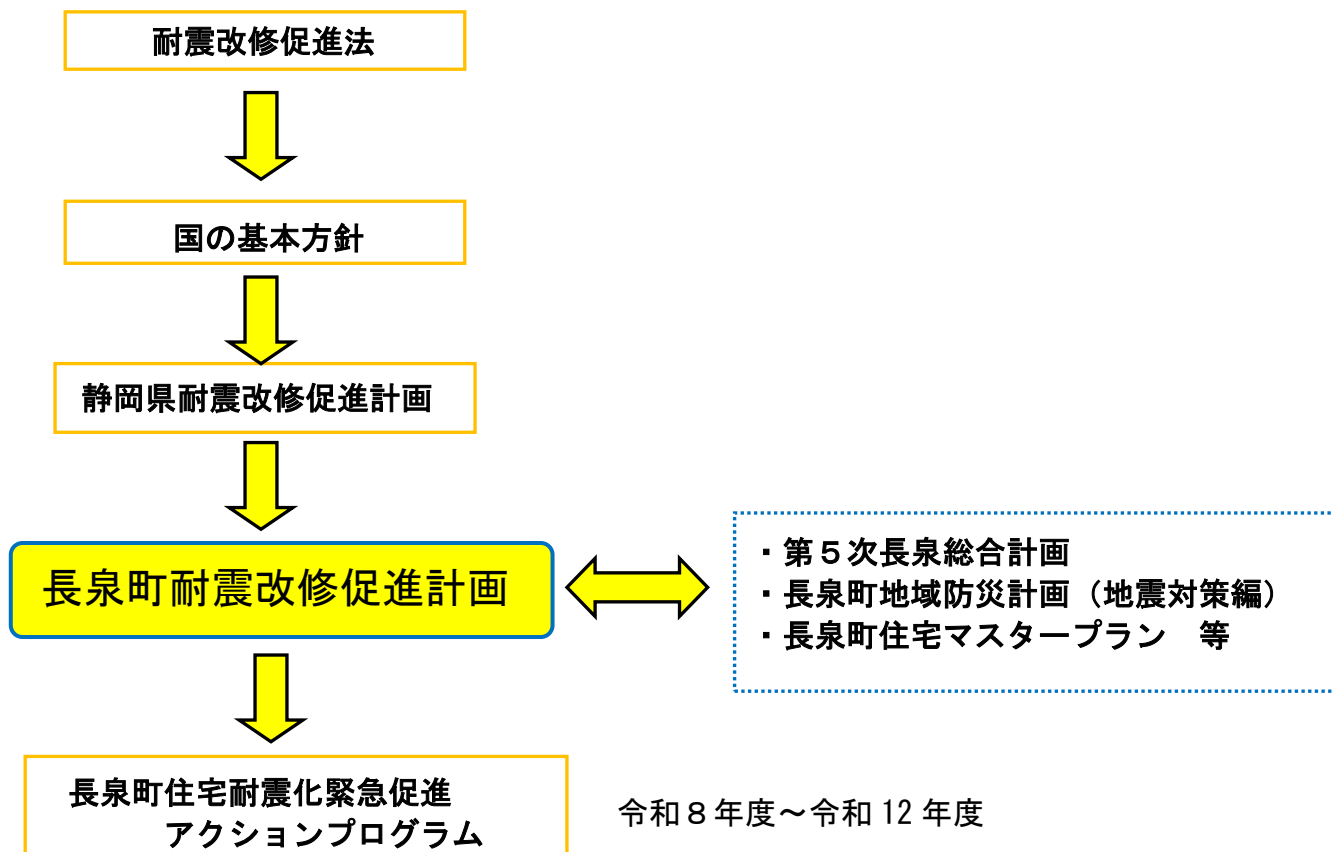
【R6.1.1 発生 能登半島地震】
木造住宅の倒壊

第1章 計画の概要

1 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から一人でも多くの町民の命を守るため、町内の既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を効果的かつ効率的に促進することを目的とします。

2 計画の位置づけ



3 計画の期間

県計画の計画期間及び第5次長泉町総合計画（後期基本計画）の計画期間の令和8年度から令和12年度に応じ、本計画においても令和8年度から令和12年度までを計画期間に設定します。

なお、今後の社会情勢の変化等を考慮し、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

第1期	第2期	第3期	第4期
H21年度から H27年度まで	H28年度から R2年度まで	R3年度から R7年度まで	R8年度から R12年度まで

4 基本方針

国の公表した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」での対策や、静岡県耐震改修促進計画（第4期）の基本方針「地震による住宅・建築物の倒壊から、一人でも多くの県民の命を守り、助かった命をつなぐ」のもと、町も建築物等の耐震化を確保するため、既存建築物の補強工事を進めるとともに耐震性の低い木造住宅の除却を進めます。また、耐震化の推進にあたっては、県と町でそれぞれの役割のもと連携し進めていきます。

第2章 住宅及び建築物の耐震化の現状と目標

1 耐震化を図る対象建築物

対象建築物は「現行の耐震基準の施行以前に建築に着手された建築物又は地震により被害を受けた建築物若しくは経年劣化が進んだ建築物」とします。

2 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 現状

「令和5年住宅・土地統計調査（総務省調査）」によると、町の住宅の耐震化の状況は、表2-1のとおり、居住世帯のある住宅17,065戸のうち、耐震性がある住宅は16,164戸で、耐震化率は表2-2のとおり、97.6%となり、平成15年の耐震化率71.4%から26.2%向上しました。県内他市町と比較すると耐震化率は2番目に高く、第3期計画で目標とした、令和7年度末での95%を達成しています。

先述の調査の結果から推計される耐震性の無い住宅数は、表2-1のとおり901戸となっており、耐震性が不十分な住宅を解消するには、この901戸に対する耐震対策等が必要となります。

表2-1 住宅・土地統計調査における町の住宅耐震化の変化と実績平均値の比較（単位：戸）

	平成30年住宅 ・土地統計調査 (A)	令和5年住宅 ・土地統計調査 (B)	年間の増減 (過去実績平均値)(C) (C):{(B)-(A)}/5年
住宅戸数	16,910	17,490	116
耐震性無	1,053	425	△125
耐震性有	15,857	17,065	241
住宅耐震化率	93.8%	97.6%	—

表2-2 住宅・土地統計調査における住宅の耐震化率の推計値

	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年	平成15年から の上昇値
長泉町	71.4%	86.6%	89.3%	93.8%	97.6%	26.2%
静岡県	72.9%	79.3%	82.4%	89.3%	92.8%	19.9%
全国平均	75%	79%	82%	87%	90%	15%

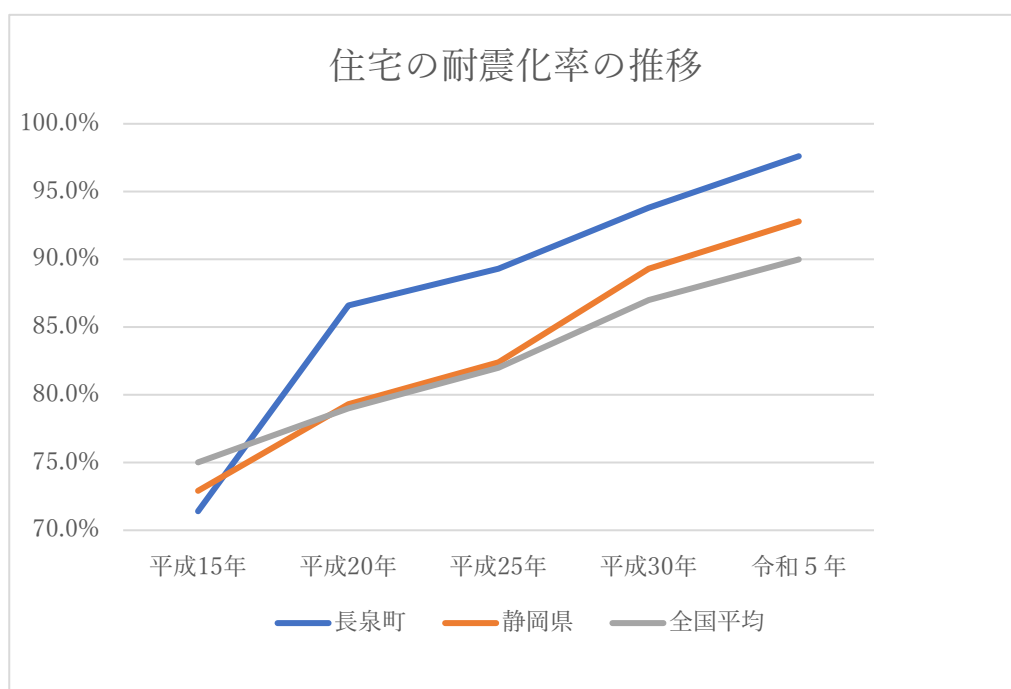


表 2－3 建て方・年代別住宅数（単位：戸）

区分	昭和56年 以降の住宅 ①	昭和55年 以前の住宅		住宅数 ④ (①＋②)	耐震性有 住宅数 (R5年10月) ⑤ (①＋③)	現状の 耐震化率 (R5年10月) ⑥ (⑤／④)	耐震化率 の目標 (令和7年 度末)
		②	内耐震性有 ③				
木造	6,422	1,228	869	7,650	7,291	95.3%	—
非木造	9,540	300	234	9,840	9,774	99.3%	—
合計	15,962	1,528	1,103	17,490	17,065	97.6%	95%

(2) 目標

住宅については、国は「令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消」を目標としていますが、県は、国目標を先取りした目標とし、令和12年度末までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としています。

町においても、県の目標にあわせ、令和12年度末までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とします。

(3) 住宅に対する補助金制度の実績数及び計画数

表 2－4 R7年度までの実績数（単位：戸）

事業名	～R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
わが家の専門家診断事業 (木造住宅の耐震診断)	1,013	25	44	63	66	4	1,215
<旧耐震基準> 木造住宅補強計画策定事業 (補強計画)	272	—	—	—	—	—	272
<旧耐震基準> 木造住宅耐震補強助成事業 (耐震改修工事)	245	—	—	—	—	—	245
<旧耐震基準> 木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事助成事業	—	1	5	4	12	8	30

※ <旧耐震基準>補強計画及び耐震改修工事は、令和3年度から木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事事業として一体化されました。

3 特定建築物の耐震化の現状と目標

(1) 現状

令和6年度末現在の特定建築物の耐震化に係る実態調査の結果によると、耐震化率は97.3%であり、第1期計画の60.3%から37.0%上昇し、第2期計画の92.3%から5.0%上昇しました。

全体の耐震化率は、第3期計画目標の95%を達成したものの、耐震化が完了した公共建築物に比べて、民間建築物は耐震化が完了していないことが分かります。

表2-5 特定建築物の耐震化の現状（単位：棟）

特定建築物		昭和56年 6月以降の 建築物 ①	昭和56年 5月以前の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和5年度末) (④/③)
用 途						
災害時の 拠点となる 建築物	町役場、消防署、幼稚園、小・中学校、保育園、こども園、診療所、学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	39	17	56	56	100.0%
	公共	21	14	35	35	100.0%
	民間	18	3	21	21	100.0%
不特定多数の者が 利用する 建築物	飲食店、ホテル・旅館、遊技場、美術館、銀行等	19	2	21	19	90.5%
	公共	2	0	2	2	100.0%
	民間	17	2	19	17	89.5%
特定多数の者が利用する 建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	156	61	217	211	97.2%
	公共	5	0	5	5	100.0%
	民間	151	61	212	206	97.2%
計		214	80	294	286	97.3%
	公共	28	14	42	42	100.0%
	民間	186	66	252	244	96.8%

表2-6 特定建築物の耐震診断実施状況（単位：棟）

	昭和56年							
	5月以前の建築物	耐震診断 未実施建物	耐震診断 実施建物	建物診断 実施率	耐震性有	耐震性無	耐震改修 実施	耐震改修 未実施
特定建築物	80	6	74	92.5%	14	60	60	0

(2) 目標

特定建築物については、国は耐震化の目標を設定していませんが、多数の者が利用し重要であることから、県においては独自に目標を設定し進捗管理することとしています。そのため、町においても県の目標にあわせ、令和12年度末までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とします。

(3) 建築物に対する補助金制度の実績数

表2-7 R7年度までの既存建築物耐震性向上事業（建築物耐震診断事業）の実績数

（単位：棟）

事業名	～R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
既存建築物耐震性向上事業 （建築物耐震診断事業）	12	0	0	0	0	1	13

【参 考】

静岡県の目標設定

対象建築物	目標設定	目標設定の考え方
住宅	○	令和 12 年度末 耐震性が不十分なものをおおむね解消
特定建築物	○	

国の基本方針

区 分	2025 年 (R7)	2035 年 (R17)
耐震性が不十分な住宅	—	おおむね解消
特定建築物	おおむね解消	—



第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

町は、こうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震改修等を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の検討など必要な施策を講じ、耐震改修等の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

2 耐震化の促進を図るための支援策

耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々ですが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担が課題となっています。

このため、町民に対し、建物の耐震化の必要性、重要性についての普及啓発に積極的に取り組むとともに、国の支援制度（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていきます。

ア プロジェクト「TOUKAI-O⁺（プラス）」

建物所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、県はプロジェクト「TOUKAI-O⁺（プラス）」により耐震改修事業の実施主体である市町を支援する取り組みを実施することから、町では事業を活用し、建築物の所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、表3-1に示す事業に取り組んでいきます。

なお、木造住宅の耐震改修工事の実施にあたっては、全ての階の耐震性能を確保することが望ましいが、過去の地震被害において特に1階の被害が大きいことを踏まえ、当町の木造住宅の耐震改修事業の補助要件としては、住宅の倒壊から命を守ることを最優先に、最低限1階部分の耐震性能を確保することとする。



表 3 - 1 補助制度等の概要

区分		【事業名】 概要	対象建築物等	負担割合	補助率		
					国	県	町
旧耐震基準木造住宅	耐震改修	【木造住宅耐震補強計画及び耐震補強 f 工事業】 木造住宅の補強計画及び工事に対する助成	昭和56年5月以前耐震評点1.0未満を1.0以上に改修	4/5	50万円	25万円	25万円
	除却	【木造住宅除却支援事業】 耐震性のない木造住宅の除却工事に対する助成	昭和56年5月以前耐震評点が1.0未満、「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」による耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅等	23%	1/2	1/4	1/4
		高齢者世帯等は、耐震性のある借家等へ住み替えるための移転費用を助成			30万円限度		
旧耐震基準建築物	耐震診断	【既存建築物耐震性向上事業】	昭和56年5月以前対象建築物	2/3	1/3	1/6	1/6
			200万円限度				
			昭和56年5月以前木造建築物 非木造建築物		1/3	1/6	1/6
					1,000㎡未満 1㎡当たり 3,670円		
					1,000㎡以上2,000㎡未満 1㎡当たり 1,570円		
					2,000㎡以上 1㎡当たり 1,050円		
		昭和56年5月以前非木造住宅	1/3		1/6	1/6	
13万6千円限度							
ブロック塀	撤去	【ブロック塀等撤去改善促進事業】 撤去に対する助成	道路等※に面する危険なブロック塀	2/3	1/3	1/6	1/6
	改善	【ブロック塀等撤去改善促進事業（緑化あり）】 改善に対する助成	道路等※に面する危険なブロック塀	2/3	1/3	1/6	1/6
		【ブロック塀等撤去改善促進事業（緑化なし）】 改善に対する助成		1/3	1/6	1/12	1/12
		16万6千円限度					
住宅	移転	【がけ地近接地危険住宅移転事業】 危険住宅の所有者に対し移転に要する費用を助成	災害危険区域内等の危険住宅	—	1/2	1/4	1/4
					829万3千円限度		

※ブロック塀等撤去改善促進事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる道路等とは、住宅や事務所等から避難所や避難地等へ至る経路である。

表 3-2 その他支援事業の概要

区分		【事業名】	対象	負担割合	補助率		
					国	県	町
新耐震基準木造住宅	耐震診断	【新耐震基準木造住宅耐震診断支援事業】 新耐震基準木造住宅の耐震診断に対する助成	昭和56年6月から平成12年5月までの在来軸組構法木造住宅	9/10	9/20	—	9/20
	耐震改修	【新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事事業】 新耐震基準木造住宅の耐震補強計画及び工事に対する助成	昭和56年6月から平成12年5月まで耐震評点1.0未満	4/5	50万円	—	50万円
建築物等	除却	【住宅地供給促進事業】 除却後に宅地分譲を前提とした共同住宅の除却に要する費用を助成	除却後に宅地分譲を前提とした共同住宅等	1/3	—	—	10/10
					200万円限度		
狭あい	—	【狭あい道路整備等促進事業】 道路後退時の測量・分筆にかかる費用を助成	狭あい道路	—	1/2	—	1/2
					60万円限度		
家具固定	—	【家具等転倒防止事業】 町が派遣した委託業者が家具等の転倒防止器具を設置	高齢者世帯等の固定されていない家具等	—	—	1/3	2/3

イ 住宅ローンの優遇制度

県と県内金融機関は、平成18年度に「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、協定を締結し、各金融機関では住宅ローンの優遇制度を設けています。

昭和56年5月以前に建築された木造住宅で、耐震評点1.0未満のものを建替える所有者等が、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる制度となります。

ウ 耐震改修促進税制等

建築物の所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じています。

① 住宅

	所得税	固定資産税
概要	耐震補強工事費の10% 最大25万円が所得税から控除	翌年度の固定資産税が半額 (1戸当たり120㎡相当分まで)

② 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断結果が報告されたものについて、令和8年4月1日から令和11年3月31日までに耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置（2年間 1/2）を講ずるもの。

③ 長泉町非居住住宅の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱

空き家となった住宅を除却した土地の固定資産税の減額措置（３年間）を講ずるもの。

3 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

ア 専門技術者の養成と相談体制

県においては、耐震改修支援センター等と連携して、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介等を行っています。特に木造住宅については、安心して耐震改修が行われるよう、耐震診断の実施及び耐震改修に係る相談等を行う専門家「静岡県耐震診断補強相談士」を養成し登録しています。

イ 町民向け講習会等の開催

「建築物防災週間」及び「地震防災強化月間」等で県が行う各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を図っていきます。



4 地震時の総合的な安全対策

ア 建築物以外の事前の対策

過去の地震等における被害を踏まえ、ブロック塀の安全対策、家具の固定、窓ガラスの飛散対策、特定天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。また、被害等を踏まえ、法改正が進むなど、地震時の安全対策が必要となっていることから、町では県と連携し、危険な建造物の所有者等に必要な対策を講じるよう指導・助言を図っていきます。

① ブロック塀の安全対策

地震によってブロック塀等が倒壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも影響を及ぼすことから、ブロック塀等の所有者に安全点検の実施を促すとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀等については、補助制度を活用して、撤去、改善するよう働きかけます。また改善にあたっては、単なる塀やフェンスに造り替えるのではなく、植生等に替えるなど、安全で美しい「緑のいえなみ」の整備を促進します。



② 家具等の転倒防止対策

地震によって家具等が転倒すると、転倒による圧迫死などのほか、家庭内の避難の妨げとなるおそれがあります。町では、高齢者住宅等の家具等転倒防止器具の設置に対する支援を行います。

③ 感震ブレーカー設置

停電復旧後に損傷した配線や家電製品に再通電することで出火する「通電火災」を防止するため、感震ブレーカーの設置に要する費用の一部に対する支援（補助）を行います。

④ 狭あい（幅4m未満）道路の整備

建築基準法により、町道等の狭あい道路に接して建物を建築する場合、道路の後退が必要となります。町では、狭あい道路の整備による安全確保を目的に、道路後退時の測量・分筆に対する支援を行います。

イ 地震発生時の対応

地震により建築物や宅地等が被害を受けた場合、余震等による被災建築物等の倒壊等から生ずる二次災害を防止するため、応急危険度判定の実施が必要と判断される場合、町は判定に係る実施本部等を設置し、応急危険度判定士の受け入れや派遣要請等必要な措置を講じるものとしています。

また、専門家による被災区分度判定により、被災建築物の残存耐震性能を把握し、補修・補強により、継続使用が可能な建築物等については、被災建築物応急危険度判定マニュアル及び被災建築物応急危険度判定士手帳（県発行）をもとに被災建築物の応急復旧の支援を行います。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等の防災に対する意識の向上が必要不可欠です。町では、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むために、建築物の耐震化に関する情報を町民に分かりやすく伝えるとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修等を実施できる環境整備に取り組んでいます。

1 ハザードマップの作成・公表

町では、「長泉町地震防災マップ」を作成し、町のホームページや広報紙などで住民に公表し、周知に努めています。

また、県においては、「第4次地震被害想定」に関する情報を「ハザードマップ（加速度分布、震度分布図、液状化危険度図、津波浸水域図等）」として県のホームページで「静岡県地図情報システム」（<http://www.gis.pref.shizuoka.jp/>）により公開しています。

2 相談体制の整備・情報の充実

町では、建設計画課を建築物耐震化の相談窓口として、各種補助事業の申請のほか、住民からの相談に応じます。なお、建築に関する技術的な相談は県沼津土木事務所、家具の固定及び感震ブレーカーの設置補助については町地域防災課、防災ベッド（重度身体障害者のみ）については町福祉保険課、契約や金銭上のトラブルについての相談は消費生活相談と連携をとって対応をしています。

県ではホームページ「耐震ナビ」

（<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/taishinka/1041569/index.htm>）において、建築物の耐震化に必要な情報を公開しており、想定される地震や各種補助制度について、設計者や施工者だけでなく、県民に対してわかりやすく解説しています。

3 パンフレット等の作成とその活用

町広報紙の「広報ながいずみ」及び県広報誌の「県民だより」等により、耐震改修等に対する補助制度等の紹介を行うとともに、県は木造住宅の耐震化の流れを説明したパンフレット『『自分の命は自分で守る』今こそ耐震補強を！』や耐震改修工法の選択や耐震改修費用の判断の参考となる「木造住宅耐震リフォーム事例集」等を作成し、配布しています。

町では、「建築物防災週間」や「地震防災強化月間」等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断や耐震改修等の必要性についての周知を図っていきます。



【町ホームページ】



【広報ながいずみ】

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修の実施にあたっては、リフォーム工事に併せて行うことで費用及び手間を軽減できるという面で有効であるため、リフォームを検討する所有者やリフォーム事業者、不動産仲介業者などに耐震改修の必要性和補助制度を周知し、住宅のリフォームと併せた耐震改修の実施を促進します。

5 自治会等との連携

地震防災対策を促進するためには、地域が連携して地震対策を講じることが重要であることから、町内 40 の自主防災組織と町が連携した活動を継続的に行っていきます。

6 建築関係団体との連携

平成15年度に、県内の民間建築団体による静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会（旧静岡県木造住宅耐震化推進協議会）を設立し、「TOUKA I－0」（令和8年度以降は「TOUKA I－0⁺（プラス）」）事業の啓発や建築物の耐震化を促進しています。

建築物の耐震化の推進には、専門的知見も必要不可欠であることから、今後も建築関係団体と連携し、相談体制の構築や、周知啓発活動を図っていきます。

「協議会における事業」

- ・ 住宅・建築物の地震対策に関する普及、啓発活動
- ・ 住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・ 住宅・建築物の耐震に関する研修会、講習会等の開催
- ・ 耐震関連業務の受託
- ・ ブロック塀の安全対策や家具等の転倒防止対策の促進
- ・ 会員の交流及び業務活性化
- ・ 震後の被災建築物の復旧・復興活動

第5章 建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方

耐震改修促進法第15条では、所管行政庁は特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要な助言をすることができることとされ、また法第16条では、所有者は耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修に努めなければならないとされています。

町では、県と連携して、補助制度等を利用する等、指導及び助言を実施していきます。

参考 抜粋

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。



第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

本計画の目的や目標達成のためには、各組織がそれぞれの役割を果たす必要があります。町では、それぞれの役割分担を以下のとおりと考え、連携していくことで、建築物等の耐震改修を促進していきます。

実施主体	役割分担の考え方
所有者	耐震化が自らの生命や財産を守るだけでなく、倒壊による道路閉塞を防ぐなど隣接する地域の防災上においても大変重要であることを認識し、自らの問題、地域の問題として考え、自発的かつ積極的に耐震化に努めるものとする。
地方公共団体	所有者の取組をできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の検討に取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくものとする。
町	所有者に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた普及啓発や所有者が耐震化しやすい環境の整備、負担軽減のための施策を主体的に実施するものとする。
県	市町が実施する取組を積極的に支援するとともに、広域的・総合的な普及啓発や所有者が耐震化しやすい環境の整備、技術者の育成等の施策を実施するものとする。
自主防災組織	「自らの地域は皆で守る」という認識の下、地域内の住民への防災知識の普及啓発等を実施するなど、住宅の耐震化が促進されるよう積極的に取り組むものとする。
建築技術者	耐震診断・改修に係る知識及び技術力の向上に努め、所有者の取組に対して専門家として適切なアドバイスを行うとともに、耐震診断及び耐震改修の業務を適切に行い、地震に対する安全性を確保した良質な建築物等の提供に努めるものとする。
建築関係団体	所有者への耐震化の働きかけ、情報提供や相談対応など、組織力を活用した耐震化の需要拡大に努めるほか、建築技術者の技術力向上等に関する支援など、耐震化の促進を技術的な側面からサポートするものとする。